

令和 5年 5月 8日
MFJ23-7号

MFJ 公認・承認競技会

参加者・関係者 各位

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会

新型コロナウイルス感染症防止に関する対策の終了について

政府は本年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に移行し、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止となります。廃止に当たって留意事項は一部残る為、今後は留意事項を踏まえた対応の周知に移行します。

これに伴い、MFJから皆様にご協力をお願いした、各種「新型コロナウイルス感染防止に係わる発信文章」についても5月8日付で終了いたします。

今後は以下に留意し、新型コロナが再拡大した際には地域の行政から出される指示やガイドライン等に從っていただくようお願いします。

【留意事項概要・厚労省資料より】

① 基本的な感染対策の考え方

○マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐ為、マスク着用が効果的な場面では、マスク着用を推奨。

○手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効である。

○「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。

② 基本的な感染対策の実施に当たっての考え方

感染対策の見直しに当たっては、以下のように、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮。

- ・ ウイルスの感染経路等を踏まえた対策（飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染の各対策）
- ・ 実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果
- ・ 人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- ・ 他の感染対策との重複、代替可能性 など